

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 条例 福島県長期避難者生活拠点形成基金条例 一
- 福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 一
- 福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例 一
- 福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 一
- 福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 二
- 福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例 二
- 福島県農業構造改革支援基金条例 二

## 条 例

福島県長期避難者生活拠点形成基金条例、福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例、福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例、福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例及び福島県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県条例第一号

#### 福島県長期避難者生活拠点形成基金条例

(設置)

**第一条** 長期避難者の生活拠点の形成のために実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県長期避難者生活拠点形成基金（以下「基金」という。）を設置する。（積立て）

**第二条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

**2** 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

**第五条** 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等の処理)

**第六条** 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(生活拠点課)

### 福島県条例第二号

#### 福島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福島県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年福島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消費生活課)

### 福島県条例第三号

#### 福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例

福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例（平成二十四年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十七年五月三十一日」に改め

る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(一般廃棄物課)

**福島県条例第四号**

**福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

**例**

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

**福島県条例第五号**

**福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**

福島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福島県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

**福島県条例第六号**

**福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例**

福島県緊急雇用創出基金条例(平成二十一年福島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(雇用労政課)

**福島県条例第七号**

**福島県農業構造改革支援基金条例**

**(設置)**

**第一条** 農業構造の改革を進めるために実施する農用地(農地)(耕作の目的に供される

土地をいう。以下この条において同じ。)及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。)の利用の効率化及び高度化に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県農業構造改革支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

**(積立て)**

**第二条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

**(管理)**

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

**(繰替運用)**

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

**(純益金の処理)**

**第五条** 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

**(益金等を計上すべき予算)**

**第六条** 基金の管理から生ずる収益及び管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

**(委任)**

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(農業担い手課)